IΒ

## 第3章 審査結果の通知

## 3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載 内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても |載内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項につい 必要に応じて記載する

新

必安に心して記載りる。		
記載を要する自動車	記載事項	記載例
1.~19(略)	(略)	(略)
19 - 1 原動機等の変更が行	原動機等の変更によりNO	NO×・PM法対応 <u>変更有、</u>
われた自動車であって <u>、次の</u>	x・P M法の基準に <u>適合する</u>	平均値規制、10/10・15 モー
<u>各号により</u> NOx・PM特例	ことを確認した旨、平均値規	<u>ド、NOx 0.48g/km、PM</u>
告示第4条(軽油を燃料とす	制と基準値(上限値)規制の	0.055 g /km
る自動車にあっては第4条	<u>別、試験モード及びNOx・</u>	
及び第5条)の基準に適合す	<u>P M排出量</u>	
ることが確認された自動車		
(1) 公的試験機関の試験結		
<u>果</u>		
(2) 諸元値を持つ原動機及		
<u>び一酸化炭素等発散防止</u>		
<u>装置に載せ換えた場合で</u>		
<u>あって、当該原動機及び一</u>		
<u>酸化炭素等発散防止装置</u>		
が搭載されていた自動車		
<u>の諸元値</u>		
19-2.(略)	(略)	(略)
20 . 平成 10 年騒音規制適合	騒音規制に適合している	平成 10 年騒音規制車、近接
自動車及びそれ以降に規制	旨、近接排気騒音規制値及	排気騒音規制値 99dB、全輪
強化がなされた騒音規制適	<u>び全輪駆動の有無</u>	<u>駆動</u>
合自動車		
21.~25.(略)	(略)	(略)

## 第3章 審査結果の通知

# 3 - 3 15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記 てま必要に応じて記載する

(七必妛に心して記載する。		
記載を要する自動車	記載事項	記載例
1.~19(略)	(略)	(略)
19 - 1 原動機等の変更が行	原動機等の変更によりNO	NOx・PM法対応 <u>変更有</u>
われた自動車であって <u>公的</u>	x・P M法の基準に <u>適合する</u>	
試験機関の試験結果により	<u>ことを証する書面を確認し</u>	
NOx・PM特例告示第4条	<u>た旨</u>	
(軽油を燃料とする自動車		
にあっては第4条及び第5		
条 )の基準に適合することが		
確認された自動車		
19-2.(略)	(略)	(略)
20 . 平成 10 年騒音規制適合	騒音規制に適合している旨	平成 10 年騒音規制車
自動車及びそれ以降に規制		
強化がなされた騒音規制適		
合自動車		
21.~25.(略)	(略)	(略)

#### 第4章 新規検査及び予備検査

- 4-16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置
- 4-16-1 性能要件
- 4-16-1-1 視認等による審査
- (1)~(7) (略)
- (8) 4-15-2-1(3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあって は、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12「乗用 車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.及び4-15-2-2(2) アの基準に適合する 場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第16条第8項関係、細目告示第 94 条第 8 項関係)
- 4-24 突入防止装置
- 4 24 1 装備要件

(略)

、 (略)

車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下(車両総重量が3.5 tを超え7t未満の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1.500mm 以下のものに限る。) にあっては、600mm以下。3.5 t 以下の自動車にあっては700mm以下。) であること。

車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 1.500mm 以下にある当該自動車の他 の部分の後端との水平距離が 450mm 以下(車両総重量が 3.5 t 以下の自動車にあっては、 600mm 以下。) であること。

## 第5章 継続検査及び構造等変更検査等

- 5-16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置
- 5-16-1 性能要件(視認等による審査)
- (1)~(5) (略)
- (6) 5 15 2 1 (3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあって │ (6) 5 15 2 1 (3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっ は、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12 「乗用 車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.及び5-15-2-2(2) アの基準に適合する 場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第172条第8項関係)
- 5-24 突入防止装置
- 5 24 1 装備要件

(略)

、 (略)

車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下(車両総重量が3.5 |

#### 第4章 新規検査及び予備検査

- 4-16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置
- 4-16-1 性能要件
- 4-16-1-1 視認等による審査
- (1)~(7) (略)
- (8) 4-15-2-1(3)の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっ ては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準及び4-15-2-2(2) アの基準に適合 する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第16条第8項関係、細目 告示第94条第8項関係)
- 4-24 突入防止装置
- 4 24 1 装備要件

(略)

、 (略)

車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下(車両総重量7 t未満の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1.500mm以下のも のに限る。) にあっては、600mm以下。) であること。

車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1.500mm 以下にある当該自動車の 他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下であること。

## 第5章 継続検査及び構造等変更検査等

- 5-16 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置
- 5-16-1 性能要件(視認等による審査)
- (1)~(5) (略)
- ては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで細目告示別添 12 「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準及び5-15-2-2(2) アの基準に適合 する場合には、主制動装置を省略することができる。(細目告示第 172 条第 8 項関係)
- 5-24 突入防止装置
- 5 24 1 装備要件

(略)

、 (略)

車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下(車両総軍量 7

<u>t を超え</u>7 t 未満の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。)にあっては、600mm以下。3.5 t 以下の自動車にあっては700mm以下。)であること。

車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下 (車両総重量が 3.5 t 以下の自動車にあっては、600mm 以下。) であること。

t未満の自動車(最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。)にあっては、600mm以下。)であること。

車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm 以下であること。

**附 則** <u>(平成15年12月26日検査法人規程第25号)</u> この規程は、平成15年12月26日から施行する。